

共同申請について

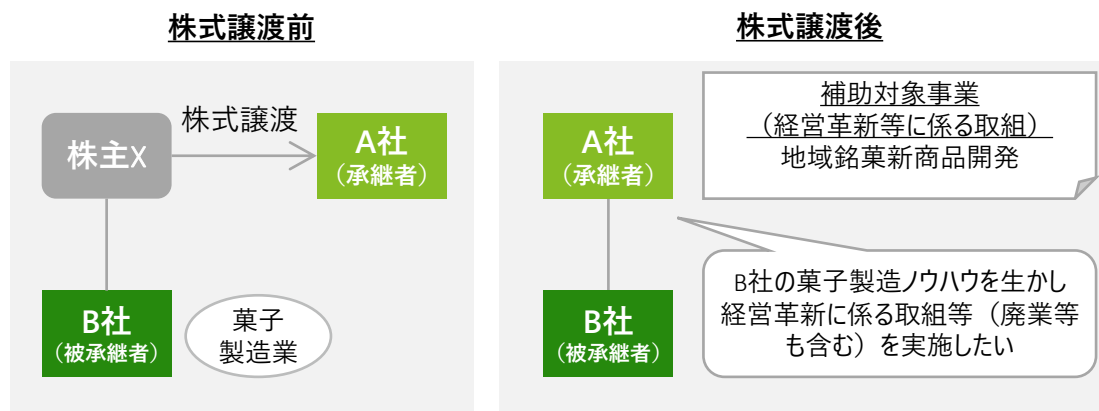
承継者及び被承継者による共同申請をする場合は以下の通り

予定の共同申請

- 以下の場合は、必ず承継者及び被承継者による共同申請をすること
 - 事業再編・事業統合を伴う事業承継が交付申請以降に行われる場合、承継者（事業を引き継ぐ予定の者）及び被承継者による共同申請とすること
 - 複数の被承継者による事業再編・事業統合を伴う事業承継が交付申請以降に行われる場合、承継者（事業を引き継ぐ予定の者）及び関係する全ての被承継者による共同申請とすること

一体不可分の共同申請

- 以下の場合は、承継者及び被承継者による共同申請を行うことが可能
 - 事業承継の形態が株式譲渡、株式交換又は株式移転
 - 承継者が行う経営革新等に係る取組が被承継者の経営革新（経営革新に伴う廃業含む）等に係る取組と一体不可分かつシナジー効果が高い場合

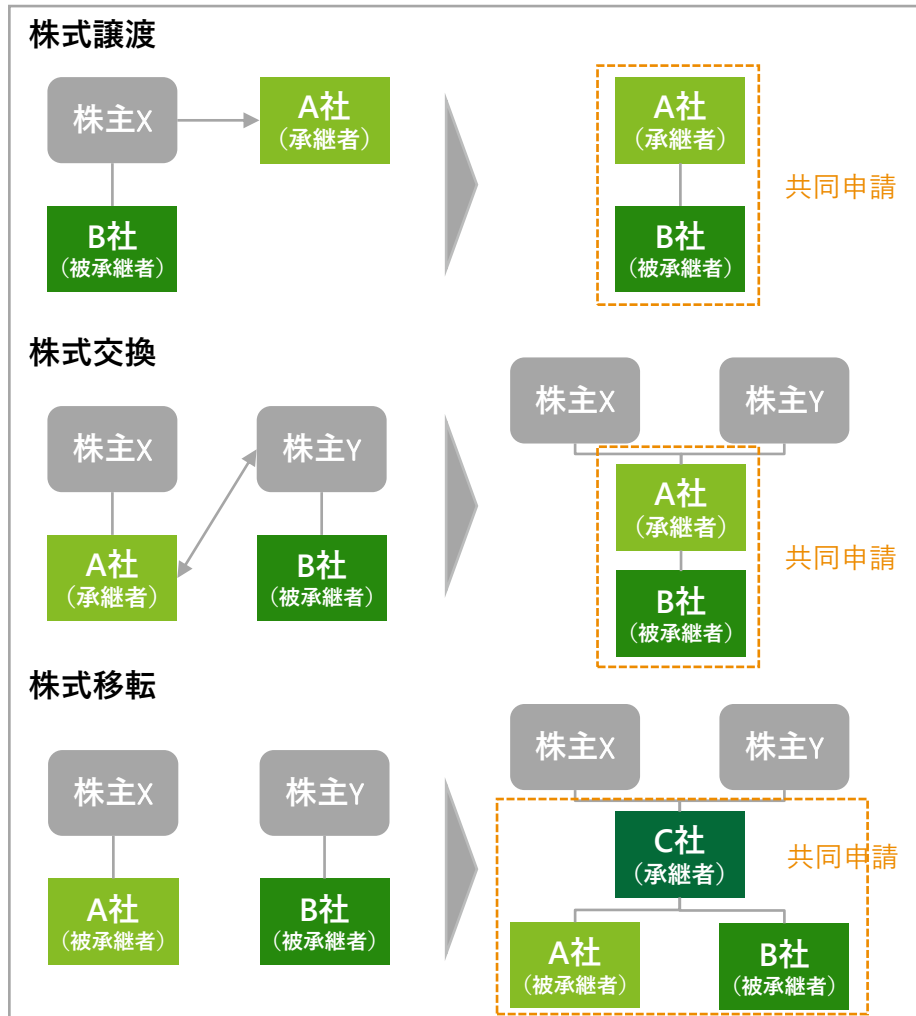


【一体不可分の共同申請のみ】

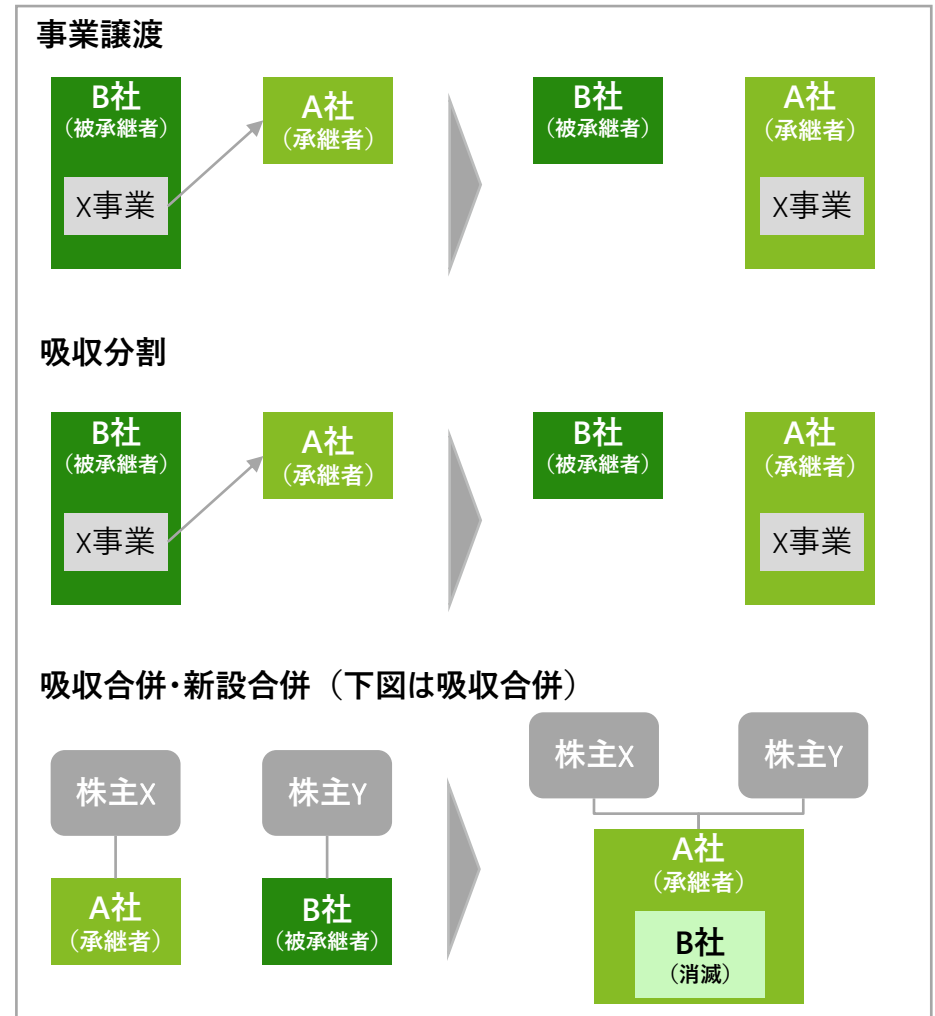
被承継者が取り扱った経費（廃業費も含む）も補助対象経費として申請可能

一体不可分の共同申請の事例

共同申請できる事業承継の形態



共同申請できない事業承継の形態



*1：経営者交代型（I型）における同一法人内での経営者交代は一体不可分の共同申請の対象外

廃業費の共同申請の事例

廃業費を一体不可分の共同申請する事例（株式譲渡の場合）

